

徳島県情報公開審査会答申第161号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年6月3日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「別紙公文書の件名に関する書類の現在までの書類（H28.3.4請求分） 保健福祉環境部（阿南）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

別紙公文書の件名とは、次のとおりである。

「1 平成〇年〇月〇日保健福祉（阿南）職員による〇〇に関する業務報告書及びH26年から現在までの分」

2 実施機関の決定

平成28年6月17日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「請求に係る公文書を保有していない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年6月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成28年11月9日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりで

ある。

県は、取締り指導・産廃指導に行きながら、あるべき書類を隠しているのはおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

1 本件請求の背景について

平成○年○月○日、阿南市に匿名の通報があり、阿南市○○町において○○が資材置場に産業廃棄物等を不適正に保管等していることが判明したため、南部総合県民局保健福祉環境部（阿南）（以下「保健福祉環境部（阿南）」という。）が同社に対し廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づく指導を行っているところである。

平成28年3月4日、審査請求人から「平成26年から現在までに保健福祉環境部（阿南）が作成した○○に関する業務報告書」の公文書公開請求があり、実施機関は、保健福祉環境部（阿南）が作成した平成○年○月○日、同年○月○日、同年○月○日及び平成○年○月○日の業務報告書を特定して平成28年3月18日付け公文書部分公開決定処分を行った。

本件請求は、審査請求人が、平成28年6月3日、前回公開請求した3月4日以降実施機関が作成し、保有している○○に関する業務報告書の公開請求を行ったものである。

2 本件処分の理由について

平成○年○月○日以降も、実施機関は、○○の資材置場を巡視しているが、会社の代表者のみならず従業員にも会うことができず、現場の確認に終始しており、状況について進展がないため、口頭での報告で済ませており、業務報告書は作成していない。

したがって、平成28年3月4日から同年6月3日までの間に業務報告書の作成を行っていないことから、公文書公開請求拒否決定処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書

本件請求に係る公文書は、平成28年3月4日から同年6月3日までの間に保健福祉環境部（阿南）が作成し、保有している○○に関する業務報告書である。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、県が産業廃棄物に関して指導を行っているにもかかわらず、文書がないのはおかしいと主張するため、以下検証する。

当審査会において、保健福祉環境部（阿南）が作成した平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日の業務報告書を見分したところ、保健福祉環境部（阿南）の職員が〇〇に対して同社の資材置場に置かれている産業廃棄物を適正に処分するよう指導している経緯経過を報告しているものと認められた。

実施機関の説明によると、保健福祉環境部（阿南）は、平成〇年〇月〇日以降も引き続き同社の資材置場を巡視しているが、会社の代表者のみならず従業員にも会うことができず、状況の進展が見られないため、口頭での報告にとどまり、業務報告書を作成していないとのことである。

実施機関における公文書の作成については、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条に「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と規定されているが、業務報告書は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。また、本件事案においては、状況の進展が見られない中で新たに報告する内容がないとのことであるから、業務報告書を作成していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

よって、本件請求に係る公文書について作成しておらず、不存在であることを理由として実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年11月9日	諮問
平成29年3月28日	審議（第143回審査会）
5月18日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第144回審査会）

7月 6日	審議（第145回審査会）
-------	--------------

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	